

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 三月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
琴音薬局	宇部市琴芝町一丁目四番一〇号	令和 八年 四月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 三月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイテル薬局 山の田店	下関市山の田本町六番四号	令和 八年 三月 一日
みさき薬局	宇部市岬町一丁目七―六	〃
ひより薬局	山口市下市町一番六号	〃
セブン薬局光店	光市浅江三丁目一番二二号	〃
新町P日薬局	周南市新町二丁目二―三	〃